

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成二十六年七月三十日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 山田吉三郎

(一)その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

税理士による岡本英子後援会

稲葉 恭治 二六、 六、 一三